

## 鹿島市訓令甲第7号

### 鹿島市緊急経済対策住宅改修事業費補助金交付要綱

#### (趣旨)

第1条 市長は、緊急地域経済対策の一環として地域経済及び市民生活の安定化を図るため、市内の施工業者による住宅の改修工事を行う者に対し、予算の範囲において、その経費の一部を鹿島市緊急経済対策住宅改修事業費補助金（以下「補助金」という。）として交付することとし、その交付については、この要綱に定めるところによる。

#### (定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 個人住宅 自己の居住の用に供する建築物をいう。
- (2) 併用住宅 1つの建築物に個人住宅部分及び店舗又は事務所の部分があり、それが一体として利用される建築物をいう。

#### (補助対象者)

第3条 補助金の交付の対象となる者は、次に掲げる要件をすべて満たす者とする。

- (1) 鹿島市の住民基本台帳に記録され、又は外国人登録原票に登録されていること。
- (2) 市税の滞納がないこと。
- (3) 補助金（第4条に規定するバリアフリー改修工事に限る。）の交付を受けようとする者及び当該同一世帯に属する者が介護保険住宅改修費支給制度又は障害者制度の対象とならないこと。

2 前項の規定にかかわらず、次の各号いずれかに該当する者は、補助金の交付の対象者としない。

- (1) 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）
- (2) 暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）
- (3) 暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者

- (4) 自己、自社若しくは第三者の不正な利益を図る目的又は第三者に損害を与える目的をもって暴力団又は暴力団員を利用している者
- (5) 暴力団又は暴力団員に対して資金等を提供し、又は便宜を供与するなど、直接的若しくは積極的に暴力団の維持運営に協力し、又は関与している者
- (6) 暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者
- (7) 暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれらを利用している者  
(補助対象となる住宅及び工事)

第4条 補助金の交付の対象となる住宅は、市内の個人住宅又は併用住宅（併用住宅については、自己の住居の用に供する部分に限る。以下これらを「住宅等」という。）とする。

- 2 補助金の交付対象となる住宅等の改修工事は、住宅等の維持及び機能向上を目的として行うバリアフリー改修工事、太陽光発電システム設置工事及び生活排水改善工事とし、これらの工事内容については、別表第1のとおりとする。この場合において、第7条の申請を行う日の属する年度の3月31日までに住宅等の改修工事が完了する見込みがない改修工事は、対象としない。

(施工業者)

第5条 住宅等の改修工事を行う施工業者は、鹿島市の住民基本台帳に記録され、又は外国人登録原票に登録され、かつ、市内に事業所を有する個人事業主又は市内に本店を有する法人とする。

(補助金の額及び交付回数)

第6条 対象となる改修工事の金額及び補助金の額は、別表第2のとおりとする。

- 2 補助金の交付を受けることができる回数は、工事の種別ごとに1つの住宅等につき1回とする。

(申請)

第7条 補助金の交付を受けようとする者（以下この条及び次条において「申請者」という。）は、住宅等の改修工事の着工前に鹿島市緊急経済対策住宅改修事業費補助金交付申請書（様式第1号）に次に掲げる書類を添えて市長に申請するものとする。

- (1) 申請者の住民票の写し（世帯全員記載のもの）又は外国人登録原票記載事項証明書の写し
- (2) 市税の滞納がない証明

- (3) 工事見積書（図面等を含む）の写し
  - (4) 施工前写真
  - (5) その他市長が必要と認める書類
- （交付決定）

第8条 市長は、前条に規定する交付申請があった場合は、速やかにその内容を審査し、補助金交付の可否を決定したときは、必要な条件を付して鹿島市緊急経済対策住宅改修事業費補助金交付・不交付決定通知書（様式第2号）により申請者に通知するものとする。

（変更申請）

第9条 前条の補助金交付決定を受けた者（以下「交付決定者」という。）が、申請内容を変更し、又は中止しようとするときは、あらかじめ鹿島市緊急経済対策住宅改修事業費補助金交付変更申請書（様式第3号）に変更後の工事見積書（図面等を含む）の写しを添えて市長に申請をするものとする。

（補助金の額の変更決定）

第10条 市長は、前条の変更申請があった場合は、その内容を審査し、補助金の額に変更が生じたときは、鹿島市緊急経済対策住宅改修事業費補助金交付変更承認・不承認決定通知書（様式第4号）により交付決定者に通知するものとする。

（工事完了届）

第11条 交付決定者は、改修工事完了後、1月以内又は当該年度の3月31日のいずれか早い日までに鹿島市緊急経済対策住宅改修事業完了届（様式第5号）に次に掲げる書類を添えて市長に届け出るものとする。

- (1) 工事代金支払領収書の写し、電力受給契約のご案内の写し又は浄化槽使用開始報告書の写し
- (2) 施工管理写真（施工中及び施工後）
- (3) その他市長が必要と認める書類

（現地調査）

第12条 市長は、必要と認めるときは、補助金の対象となる改修工事について現地調査を行うことができる。

（補助金の交付）

第13条 交付決定者は、鹿島市緊急経済対策住宅改修事業費補助金交付請求書（様式第6号）により市長に補助金の交付を請求するものとする。

2 市長は、前項の請求があった場合は、その内容を審査し、速やかに交付

決定者に交付するものとする。

- 3 市長は、交付すべき補助金の額を確定したときは、鹿島市緊急経済対策住宅改修事業費補助金確定通知書（様式第7号）により交付決定者に通知するものとする。

（帳簿等の整理保管）

第14条 交付決定者は、改修工事に係る収支及び支出を明らかにした帳簿を備え、当該帳簿及び証拠書類を事業完了後、5年間保存しなければならない。

（太陽光発電システムの管理及び処分の制限）

第15条 太陽光発電システム設置工事を行った交付決定者（以下この条において「太陽光発電システム設置者」という。）は、減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和40年大蔵省令第15号）の規定に基づく太陽光発電システム耐用年数の17年の間（以下この条において「期間」という。）、善良なる管理者の注意をもって管理し、その居住する住宅における電力消費の用に当てなければならない。この場合において、天変地変その他太陽光発電システム設置者の責に帰することのできない理由により、対象システムが損傷又は滅失した場合は、その旨を市長に届け出るものとする。

- 2 太陽光発電システム設置者は、期間内において、当該システムを売却し、譲渡し、交換し、貸し付け、担保に供し、又は廃棄しようとするときは、あらかじめ市長の承認を受けなければならない。

（補助金の取消し及び返還）

第16条 市長は、交付決定者が次の各号のいずれかに該当したときは、補助金の交付決定を取り消すことができる。

- (1) 偽りその他不正な手段により補助金の決定を受けたとき。
- (2) 補助金の決定の内容又はこれに付した条件に違反したとき。
- (3) 前2号の掲げる場合のほか、その他市長が補助金の決定を取り消すべき理由があると認めるとき。

- 2 市長が、前項の規定により補助金の交付決定を取り消した場合において、既に補助金が交付されているときは、期限を定めて当該補助金の一部又は全部について返還を命令することができる。

附 則

この要綱は、平成23年4月1日から施行する。

別表第1（第4条関係）

工事種別	工事内容
バリアフリー改修工事	<p>(1) 手摺の取り付け 廊下、便所、浴室、玄関、玄関から道路までの通路等に転倒予防若しくは移動又は移乗動作に資することを目的として設置するもの。手摺の形状は、二段式、縦付け、横付け等適切なものとする。なお、用具に該当するものは除く。</p> <p>(2) 段差の解消 居室、廊下、便所、浴室、玄関等の各室間の床の段差及び玄関から道路までの通路等の段差を解消するための住宅改修。なお、用具による段差の解消は除く。また、昇降機、リフト、段差解消機等、動力により段差を解消する機器を設置する工事は除く。</p> <p>(3) 滑りの防止及び移動の円滑化等のための床又は通路面の材料の変更 居室においては畳敷きから板製床材やビニル系床材等への変更、浴室においては床材の滑りにくいものへの変更、通路面においては滑りにくい舗装材への変更等。</p> <p>(4) 引き戸等への扉の取替え 開き戸を引き戸、折り戸、アコーディオンカーテン等に取り換えるといった扉全体の取替えのほか、ドアノブの変更、戸車の設置等を含む。ただし、引き戸等への扉の取替えにあわせて自動ドアとした場合は、自動ドアの動力部分の設置は除く。</p> <p>(5) 洋式便器等への便器の取替え 用具の設置は除く。また、和式便器から、暖房便座、洗浄機能が付加されている洋式便器への取替えは含むが、すでに洋式便器である場合のこれらの機能等への付加は除く。なお、非水洗和式便器から水洗式洋式便器または簡易水洗洋式便器に取替える場合は、水洗化又は簡易水洗化の部分を除く。</p> <p>(6) (1)から(5)のバリアフリー改修工事に付帯して必要となる住宅改修            ①手摺の取り付けのための壁の下地補強など            ②浴室の床段差解消（浴室の床のかさ上げ）に伴う給排水設備工事など            ③床材の変更のための下地の補強や根太の補強又は通路面の材料の変更のための路盤の整備など            ④扉の取替えに伴う壁又は柱の改修工事など            ⑤便器の取替えに伴う給排水設備工事（水洗化又は簡易水洗化に係るものを除く）、便器の取替えに伴う床材の変更など</p>
太陽光発電システム設置工事	<p>(1) 市内の既存若しくは新築の住宅であること</p> <p>(2) 住宅の屋根等への設置に適したもので、低圧配電線と逆潮流有りて連系していること</p> <p>(3) 太陽電池の最大出力（対象システムを構成する太陽電池モジュールの公称最大出力の合計値とする）が10キロワット未満であること</p> <p>(4) 補助対象経費が1キロワット当たり65万円以下（税抜き）であること</p>
生活排水改善工事	<p>(1) 家庭用浄化槽設置のための便槽の撤去</p> <p>(2) 家庭用浄化槽設置のための単独浄化槽の撤去</p> <p>(3) 家庭用浄化槽設置のための洋式便器等への便器の取替え</p> <p>(4) 家庭用浄化槽設置のための給排水設備工事</p> <p>(5) (1)から(4)の住宅改修に付帯して必要となる住宅改修</p>

別表第2（第6条関係）

工事種別	改修工事の金額 （消費税を除く。）	補助金の額 （1,000円未満切捨て）
バリアフリー 改修工事	10,000円以上	当該改修工事に要する費用の額の100分の50を乗じて得た額（当該額が100,000円を超えるときは100,000円）
太陽光発電システム設置工事	システムの設置に要する経費100,000円以上	設置する太陽電池の最大出力の値（キロワット表示とし、小数点以下2桁未満は切り捨て。）に30,000円を乗じて得た額（当該額が100,000円を超えるときは100,000円）
生活排水改善工事	100,000円以上	1件当たり100,000円

様式第1号（第7条関係）

年 月 日

鹿島市長 様

住所

氏名

Ⓜ

鹿島市緊急経済対策住宅改修事業費補助金交付申請書

年度において、下記のとおり鹿島市緊急経済対策住宅改修事業を実施し、鹿島市緊急経済対策住宅改修事業費補助金の交付を受けたいので、鹿島市緊急経済対策住宅改修事業費補助金交付要綱第7条の規定により申請します。

記

1. 工事場所の地名地番 鹿島市

2. 工事種別

1 バリアフリー改修（ ）

2 太陽光発電システム設置（既存・新築）

3 生活排水改善

3. 交付申請額 金 円

4. 住宅等所有者名

5. 着工予定年月日 年 月 日

6. 事業完了予定年月日 年 月 日

添付書類

①申請者の住民票の写し（世帯全員記載のもの）

②市税の滞納がない証明

③工事見積書（図面等を含む）の写し

④施工前写真

⑤その他市長が必要と認める書類

様式第2号（第8条関係）

第 号  
年 月 日

様

鹿島市長

鹿島市緊急経済対策住宅改修事業費補助金交付決定通知書

年 月 日付で申請のあった鹿島市緊急経済対策住宅改修事業費補助金については、下記のとおり交付することに決定したので、鹿島市緊急経済対策住宅改修事業費補助金交付要綱第8条の規定により通知します。

記

1. 交付決定額 金 円

2. 交付条件

- (1) 鹿島市緊急経済対策住宅改修事業費補助金交付要綱別表第1に規定する工事内容に適合していること。
- (2) 住宅等を借りている者は、賃貸人の承諾を受けること。
- (3) 補助事業を中止し、又は廃止し、若しくは変更する場合においては、市長の承認を受けること。
- (4) 補助対象者は、補助事業が予定の期間内に完了しない場合、又は補助事業の遂行が困難となった場合は、速やかに書面により市長に報告して、その指示を受けなければならない。

3. 事業完了届

補助対象者は、補助金に係る事業完了後、1月以内又は翌年3月31日のいずれか早い日までに事業完了届を提出しなければならない。

様式第2号（第8条関係）

第 号  
年 月 日

様

鹿島市長

鹿島市緊急経済対策住宅改修事業費補助金不交付決定通知書

年 月 日付で申請のあった鹿島市緊急経済対策住宅改修事業費補助金については、下記の理由により不交付としたので、鹿島市緊急経済対策住宅改修事業費補助金交付要綱第8条の規定により通知します。

記

(理由)

様式第3号(第9条関係)

年 月 日

鹿島市長 様

住所

氏名

㊞

鹿島市緊急経済対策住宅改修事業費補助金交付変更申請書

年 月 日付 第 号で補助金交付決定を受けた鹿島市緊急経済対策住宅改修事業費補助金について、申請内容を下記のとおり変更したいので、鹿島市緊急経済対策住宅改修事業費補助金交付要綱第9条の規定により申請します。

記

1. 申請内容の変更
2. 事業の中止
3. 事業の廃止

(理由)

添付書類 変更後の工事見積書(図面等を含む)の写し

様式第4号(第10条関係)

第 号

年 月 日

様

鹿島市長

鹿島市緊急経済対策住宅改修事業費補助金交付変更承認決定通知書

年 月 日付で変更申請のあった鹿島市緊急経済対策住宅改修事業

費補助金の変更の申請については、下記のとおり承認しますので、鹿島市緊急経済対策住宅改修事業費補助金交付要綱第10条の規定により通知します。

記

承認	変更前	変更後
内容		

様式第4号（第10条関係）

第 号  
年 月 日

様

鹿島市長

鹿島市緊急経済対策住宅改修事業費補助金交付変更不承認決定通知書

年 月 日付で変更申請のあった鹿島市緊急経済対策住宅改修事業費補助金の変更の申請については、下記の理由により不承認としたので、鹿島市緊急経済対策住宅改修事業費補助金第10条の規定により通知します。

記

（理由）

様式第5号（第11条関係）

年 月 日

鹿島市長 様

住所

氏名

㊞

鹿島市緊急経済対策住宅改修事業完了届

年 月 日付 第 号で補助金交付決定の通知を受けた鹿島市緊急経済対策住宅改修事業が完了したので、鹿島市緊急経済対策住宅改修事業費補助金交付要綱第11条の規定により、下記のとおり届け出ます。

記

1. 工事場所の地名地番 鹿島市

2. 工事種別

1 バリアフリー改修（ ）

2 太陽光発電システム設置（既存・新築）

3 生活排水改善

3. 補助金交付決定額 金 円

4. 着工年月日 年 月 日

5. 完了年月日 年 月 日

添付書類

①工事代金支払領収書の写し、電力受給契約のご案内の写し又は浄化槽使用開始報告書の写し

②施工管理写真（施工中及び施工後）

③その他市長が必要と認める書類（施工業者を証する書類等）

様式第6号（第13条関係）

年 月 日

鹿島市長 様

住所

氏名

㊞

鹿島市緊急経済対策住宅改修事業費補助金交付請求書

鹿島市緊急経済対策住宅改修事業が完了しましたので、下記のとおり鹿島市緊急経済対策住宅改修事業費補助金を交付くださるよう鹿島市緊急経済対策住宅改修事業費補助金交付第13条の規定により請求します。

記

請求金額 金 円

振込先

金融機関名	銀行 金庫 組合			支店 支所
種類	普通 ・ 当座	口座番号	.....	.....
フリガナ				
口座名義				

様式第7号（第13条関係）

第 号  
年 月 日

様

鹿島市長

鹿島市緊急経済対策住宅改修事業費補助金確定通知書

年 月 日付で事業完了届が提出された鹿島市緊急経済対策住宅改修事業費補助金については、下記のとおりその額を確定したので、鹿島市緊急経済対策住宅改修事業費補助金交付要綱第13条の規定により通知します。

記

確定額	金	円
交付申請額	金	円
交付決定額	金	円
交付済額	金	円